

広島県告示第二百三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十八年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
ひらもと薬局	呉市東中央一―六―二二	平成二七年七月一日
エスマイル薬局呉駅前店	呉市西中央一丁目六番一八号	平成二七年七月二二日
イヨウ薬局 忠海店	竹原市忠海中町二―二―一〇	平成二七年八月二二日
佐々木歯科医院	庄原市中本町一丁目二―二二	平成二七年六月二〇日
にこにこクリニック	廿日市市大野七三二―一三	平成二七年七月二二日
医療法人社団ひかり会 木村眼科内科病院	呉市中通二丁目三番二八号	平成二七年一〇月一日
やすもとクリニック	呉市中央二丁目三番二二号	平成二七年九月三〇日
エール薬局 中通店	呉市中通二―三―三〇―一〇一	平成二七年一〇月一日
小園内科・循環器科	三原市城町二丁目二―一 第二勝原ビル二階	平成二七年一〇月二二日
かなもと医院	尾道市門田町一―四三	平成二七年九月二四日
鍋島歯科医院	尾道市土堂一丁目二―一	平成二七年九月二二日
藤田歯科医院	尾道市瀬戸田町中野四〇五―七	平成二七年九月三〇日
くろせ歯科クリニック	尾道市向島町五五三四番地二二三	平成二七年九月三〇日
門田調剤薬局	尾道市門田町一―三九	平成二七年九月二四日
ハマダ薬局	尾道市因島田熊町二二四六―一	平成二七年一二月二四日

備北眼科	三次市十日市東一丁目一番五号	平成二十七年一〇月三十一日
医療法人社団慈恩会 坂口医院	庄原市比和町比和七八〇番地	平成二十七年九月三〇日
歌野原歯科医院	東広島市八本松飯田三十四一〇	平成二十七年九月三〇日
松浦内科医院	廿日市市新宮一丁目一三番二四号	平成二十七年九月三〇日
たかの耳鼻咽喉科医院	廿日市市阿品三丁目一六	平成二十七年八月三十一日
内科・消化器科松本ク リニック	廿日市市福面三丁目一番二〇号	平成二十七年一〇月三十一日
医療法人社団府中水野 皮ふ科クリニック	安芸郡府中町本町一丁目一三一	平成二十七年一〇月一日
白根耳鼻咽喉科	安芸郡府中町鶴江一丁目二五番二〇 号三階	平成二十七年一〇月三十一日
広島調剤宮の町薬局	安芸郡府中町宮の町一丁目六一三	平成二十七年九月三〇日
府中みずほ薬局	安芸郡府中町本町一丁目一三一	平成二十七年一〇月一日
平田眼科医院	安芸郡熊野町貴船八一九	平成二十七年一〇月三〇日
つくし薬局	一 山県郡安芸太田町加計三四八五一一	平成二十七年九月三〇日